

## 役員等の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人吉野石膏美術振興財団（以下「この法人」という。）の定款第 13 条及び第 28 条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会及び評議員会への出席に係る対価として、報酬等を支払うことができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事に対する報酬等の総額は、別表 1「理事の年間報酬等の総額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬等の額は、別表 3「役員等の会議出席に係る報酬等の額」に定める金額とする。

2. この法人の監事に対する報酬等の総額は、別表 2「監事の年間報酬等の総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬等の額は、別表 3「役員等の会議出席に係る報酬等の額」に定める金額とする。
3. この法人の評議員に対する報酬等の総額は、定款第 13 条に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬等の額は、別表 3「役員等の会議出席に係る報酬等の額」に定める金額とする。

### (報酬等の支給日)

第5条 役員等の会議出席に係る報酬等は、理事会又は評議員会の開催日の属する月の翌月 10 日に支払うものとする。ただし支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、本人が申し出た場合には通貨をもって本人に支給することができる。

2. 別表 3 に定める報酬等の額は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額とする。

### (費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払う

ものとする。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 理事の年間報酬等の総額

区 分	役職	金 額 (単位:円)
報酬等の総額	理事	1,500,000 円

別表2 監事の年間報酬等の総額

区 分	役職	金 額 (単位:円)
報酬等の総額	監事	250,000 円

別表3 役員等の会議出席に係る報酬等の額 (一人あたりの金額)

区 分	役職	金 額 (単位:円)
会議出席に係る一回あたりの報酬等の額	役員等	30,000 円